

大学回答は各項目に必ずしも対応していないので、**大学回答を、組合の照会・要望の各箇所にあてはめて、大学に確認中**です。

「コロナ対応にかかる照会と要望」と大学回答について

組合から大学に、「コロナ対応にかかる照会と要望」

(4月21日提出の問合せに、4月22日に照会・要望を3点追加)

授業を通じた covid19 への感染対策については全学的に努力がなされていると承知していますが、万一、感染が生じた場合、どのような保障・補償の制度・措置等があるでしょうか。教えてくださいますようお願いいたします。また、検討中のものがありましたら可能な範囲で教えてくださいますようお願いいたします。

また、上記に含まれるかもしれませんが、とくに教職員への保障に関して、下記に何点か列記しますので、教えてくださいますようお願いいたします。

1. 在宅勤務扱いについて

- 濃厚接触もしくはその可能性がある場合、非正規雇用職員を含めて、在宅勤務扱いとする措置は、現在でも継続されていますでしょうか？

(大学回答内容(編集:組合)) 濃厚接触者及びその疑いがある教職員(非正規職員を含む)の就業については、在宅勤務又は自宅待機の措置としています。

2. 授業を通じた感染について(教職員の感染)

(1) 業務上の病気休暇扱いかどうか

- 教職員が授業を通じて罹患した場合、それによって休む日の取扱いは、業務上の病気休暇としての取扱いとなる、ということで宜しいでしょうか。

(大学回答内容(文責:組合)) 教職員(非正規職員を含む)が罹患した場合は、「就業禁止」の措置とし、同措置の間中は給与の減額は行いません。つまり、「休む日」の取扱いではなく「勤務している」取扱いです。

(2) 期末・勤勉手当上の取扱い

- 上記において業務上として取り扱われない場合でも、期末・勤勉手当の計算上は、出勤として取り扱われる、ということで宜しいでしょうか。

(大学回答内容(文責:組合)) 上記のとおり、教職員(非正規職員を含む)が罹患した場合は、期末・期末勤勉手当の計算も含め、「勤務している」取扱いです。同手当の基礎となる給与の減額はありません。

(3) その他

- その他、教員が授業等を通じて感染した場合、どのような対応をしていただけるのでしょうか。

(大学回答内容(文責:組合)) 上記の他、就業禁止の措置により業務に影響が生じないよう、業務分担の見直し等のできる限りの対応を行うこととされています。なお、教員の罹患に伴う授業の休講については、補講等の措置を講じることとされています。

3. 授業を通じた感染について(学生の感染)

(1) 制度・措置等の照会

- 対面の必要な授業等が行なわれ、所定の感染防止対策をしてもなお、学生がその授業等を通じて罹患し、それによって教職員が責任を問われた場合について、教職員のためにどのような保障があるでしょうか。

(大学回答内容(文責:組合)) 教職員・学生を問わず、所定の感染防止対策を講じたうえで罹患したことについて責任を問われることはないものと考えています。

(2) 要望

- 困難な状況のもとで本学の授業等に従事する中で学生の感染が生じた場合、教員も一定の責任を感じることはなりますが、大学としても責任をもち、教員個人が責任を問われるということのないようにしてください。

(大学回答内容(文責:組合)) 同上。

4. 医療従事者のワクチン接種関係

- 医療従事者が業務上必要なワクチン接種をして、その結果、発熱等で休むことになる場合、業務上の病気休暇としての取扱いとなる、ということで宜しいでしょうか。

(大学回答内容(文責:組合)) ワクチン接種に係る就業の取扱いは、先行接種が行われている医療従事者に限らず、ワクチン接種後の副反応(発熱や倦怠感等)により就業することが困難

であると認める場合は、病気休暇ではありませんが、職員が自宅で健康観察等を行うための特別休暇（准職員等にあつては年次有給休暇以外の休暇で、いずれも有給）が取得できます。

5. とくに、診断書について、何点か教えてください。

(1) 上記4の場合

・上記のワクチン接種に伴うケースの場合、病気休暇の申請に診断書は必要でしょうか。

(大学回答内容(文責:組合)) 上記のとおり、病気休暇ではありませんが、職員が自宅で健康観察等を行うための特別休暇（准職員等にあつては年次有給休暇以外の休暇で、いずれも有給）が取得できます。その際、診断書の提出は不要としています。

・上記において診断書が必要な場合、その費用は本人負担となるのでしょうか。

(大学回答内容(文責:組合)) 上記については病気休暇ではなく診断書の提出は不要であり、その費用は生じません。

(2) 診断書の費用について（上記4以外）

・本学の現在の取扱いにおいては、一般に、業務上の病気休暇の手続きに診断書が必要な場合、その費用は本人負担となるのでしょうか。

(大学回答内容(文責:組合)) なお、病気休暇における診断書の提出については以下のとおりで、取得費用は本人負担になります。

【請求する病気休暇の日数等】

- ① 連続する8日以上（当該期間における所定の勤務日数が3日以下である場合にあつては、当該期間における所定の勤務日数が4日以上である期間）の病気休暇（生理日における勤務が著しく困難な場合等を除く。以下同じ）を請求する場合
- ② 病気休職から復職後3年以内において病気休暇を請求する場合
- ③ メンタルヘルス不調による相当の期間にわたり連続した病気休暇から復帰後3年以内において病気休暇を請求する場合
- ④ 連続する4日以上8日未満の病気休暇を請求する場合
- ⑤ 請求に係る病気休暇の初日前1月間における病気休暇を取得した日（所定の勤務日に病気休暇を取得した日に限る。）の日数（1日以外を単位とする病気休暇を取得した日は、1日を単位とする病気休暇を取得した日として取り扱う）が通算して4日を超える場合

【提出書類】

- ①～③：医師の診断書
- ④～⑤：医師の診断書又は領収証、診療明細書、処方箋の写し等の通院の事実が証明できる書類

(3) 日数と診断書の要否の関係

・病気休暇の日数によってその手続きに診断書が必要か否かに違いがあるのではないかと思います。その日数について教えてください。よろしくお願いいたします。

(大学回答内容(文責:組合)) 上記参照。

6. 広く、covid19 対応上、教職員のための措置等

(1) 照会

・病院においては感染の危険は高く、それに対応して、救命救急診療手当の措置以外にも、教職員のために基本的な対応が用意されているのではないのでしょうか。その措置を教えてください。

(大学回答内容(文責:組合)) 給与面については、救命救急診療手当以外の措置は行っていません。

(2) 要望

・上記照会と同様の措置が、病院以外の職場で働く教職員にも行なわれるようにしてください。

(大学回答内容(文責:組合)) (これまでの大学回答より、救命救急診療手当は、病院の財源にもとづき病院職員のみにも適用するものですが、) 給与面については、救命救急診療手当以外の措置は行っていません。

大学から組合に上記「コロナ対応にかかる照会と要望」への回答

(2021年5月26日)

教職員（非正規職員を含む。以下同じ。）が罹患した場合は、就業禁止の措置とし、同措置の期間中は給与の減額は行いません。また、同措置により業務に影響が生じないように、業務分担の見直し等のできる限りの対応を行うこととされています。

さらに、濃厚接触者及びその疑いがある教職員の就業については、在宅勤務又は自宅待機の措置としています。

学生が罹患した場合は、授業への出席は不可とし、これにより学修に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、収録授業の活用や講義ノート・資料のISTU等への掲載など、ICT機能を用いた学習機会を確保するとともに、補習授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題研究等を活用し、弾力的な学修評価を行います。

なお、教員の罹患に伴う授業の休講については、補講等の措置を講ずることとされています。

教職員・学生を問わず、所定の感染防止対策を講じたうえで罹患したことについて責任を問われることはないものと考えています。

ワクチン接種に係る就業の取扱いは、先行接種が行われている医療従事者に限らず、ワクチン接種後の副反応（発熱や倦怠感等）により就業することが困難であると認める場合は、職員が自宅で健康観察等を行うための特別休暇（准職員等にあつては年次有給休暇以外の休暇で、いずれも有給）が取得できます。その際、診断書の提出は不要としています。なお、給与面については、救命救急診療手当以外の措置は行っていません。

病気休暇における診断書の提出については以下のとおりで、取得費用は本人負担になります。

【請求する病気休暇の日数等】

- ① 連続する8日以上（当該期間における所定の勤務日数が3日以下である場合にあっては、当該期間における所定の勤務日数が4日以上である期間）の病気休暇（生理日における勤務が著しく困難な場合等を除く。以下同じ）を請求する場合
- ② 病気休職から復職後3年以内において病気休暇を請求する場合
- ③ メンタルヘルス不調による相当の期間にわたり連続した病気休暇から復帰後3年以内において病気休暇を請求する場合
- ④ 連続する4日以上8日未満の病気休暇を請求する場合
- ⑤ 請求に係る病気休暇の初日前1月間における病気休暇を取得した日（所定の勤務日に病気休暇を取得した日に限る。）の日数（1日以外を単位とする病気休暇を取得した日は、1日を単位とする病気休暇を取得した日として取り扱う）が通算して4日を超える場合

【提出書類】

- ①～③：医師の診断書
- ④～⑤：医師の診断書又は領収証、診療明細書、処方箋の写し等の通院の事実が証明できる書類